



発行 新潟県

号外 3
平成31年 3月29日

毎週火(祝日のときは翌日)、金曜発行

主 要 目 次

規 則

- 27 新潟県事務委任規則の一部を改正する規則 (人事課)
- 28 地方公営企業法第39条第2項の規定に基づき職を定める規則の一部を改正する規則 (人事課)
- 29 地方公営企業管理者の給料に関する規則の一部を改正する規則 (人事課)
- 30 新潟県行政組織規則の一部を改正する規則 (人事課)

訓 令

- 6 新潟県事務決裁規程の一部改正 (人事課)
- 7 新潟県現場事務所等設置規程の一部改正 (人事課)

規 則

新潟県事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年3月29日

新潟県知事 花角 英世

新潟県規則第27号

新潟県事務委任規則の一部を改正する規則

新潟県事務委任規則（昭和35年新潟県規則第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動後号」という。）に対応する同表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動号」という。）が存在する場合には当該移動号を当該移動後号とし、移動後号に対応する移動号が存在しない場合には当該移動後号（以下「追加号」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（号の表示を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び追加号を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(地域振興局長への委任)</p> <p>第3条の3 次に掲げる事務は、地域振興局長に委任する。</p> <p>(1)～(129) (略)</p> <p>(130) 土地改良法第18条第18項（同法第84条において準用する場合を含む。）の規定による土地改良区役員の氏名及び住所の公告（設立当時の役員の就任に係るものを除く。）をすること。</p> <p>(131)～(207) (略)</p> <p><u>(207)の2 道路法第39条の9（同法第91条第2項において準用する場合を含む。）の規定により、必要な措置を講ずべきことを命ずること（第203号ア及びイに掲げる物件に係るものを除く。）。</u></p> <p>(208)～(220) (略)</p> <p>(221) 道路法第71条第1項及び第2項（同法第91条第2項において準用する場合を含む。）の規定により、監督処分をすること（地域振興局長に委任された事務に係るものに限る。）。</p> <p><u>(221)の2 道路法第72条の2第1項（同法第91条第2項において準用する場合を含む。）の規定により、必要な報告をさせ、又は職員に立入検査をさせること（地域振興局長に委任された事務に係るものに限る。）。</u></p> <p><u>(221)の3 道路法第72条の2第2項の規定により、必要な報告をさせ、又は職員に立入検査をさせること。</u></p> <p>(222)～(249) (略)</p> <p>(250) 電線共同溝の整備等に関する特別措置法第17条第2項並びに同条第3項において準用する道路法第44条第6項及び第7項の規定により、損失の補償について損失を受けた者と協議し、及び損失を補償すること。</p> <p>(251)～(313) (略)</p> <p><u>(313)の2 地すべり等防止法第34条第1項の規定により、他の工事又は他の行為により必要を生じた地すべり防止工事の費用について負担を</u></p>	<p>(地域振興局長への委任)</p> <p>第3条の3 次に掲げる事務は、地域振興局長に委任する。</p> <p>(1)～(129) (略)</p> <p>(130) 土地改良法第18条第17項（同法第84条において準用する場合を含む。）の規定による土地改良区役員の氏名及び住所の公告（設立当時の役員の就任に係るものを除く。）をすること。</p> <p>(131)～(207) (略)</p> <p>(208)～(220) (略)</p> <p>(221) 道路法第71条第1項及び第2項の規定（同法第91条第2項において準用する場合を含む。）により、監督処分をすること（地域振興局長に委任されたものに限る。）。</p> <p>(222)～(249) (略)</p> <p>(250) 電線共同溝の整備等に関する特別措置法第17条第2項並びに同条第3項において準用する道路法第69条第2項及び第3項の規定により、損失の補償について損失を受けた者と協議し、及び損失を補償すること。</p> <p>(251)～(313) (略)</p>

<p>させること。</p> <p>(314)～(383) (略)</p> <p><u>(383)の2 砂防法第16条の規定により、他の工事、作業その他の行為により必要を生じた砂防工事の費用について負担をさせること。</u></p> <p>(384)～(544) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 次に掲げる事務は、新発田、三条、長岡、南魚沼、上越及び佐渡の各地域振興局長に委任する。</p> <p>(1)～(69)の3 (略)</p> <p><u>(69)の4 土壤汚染対策法第3条第7項の規定による同条第1項ただし書の確認に係る土地の形質の変更の届出を受理すること。</u></p> <p><u>(69)の5 土壤汚染対策法第3条第8項の規定により、同条第1項ただし書の確認に係る土地の所有者等に対し、土壤の汚染の状況について指定調査機関に調査させ、その結果を報告すべきことを命ずること。</u></p> <p><u>(69)の6 (略)</u></p> <p><u>(69)の7 (略)</u></p> <p>(70) (略)</p> <p>(71) 土壤汚染対策法第7条第1項の規定により、土地所有者等又は行為をした者に対し、<u>汚染除去等計画を作成し、これを提出すべきことを指示すること。</u></p> <p><u>(71)の2 土壤汚染対策法第7条第2項の規定により、汚染除去等計画を提出すべきことを命ずること。</u></p> <p><u>(71)の3 土壤汚染対策法第7条第3項の規定による変更後の汚染除去等計画の提出を受けること。</u></p> <p><u>(71)の4 土壤汚染対策法第7条第4項の規定により、汚染除去等計画の変更を命ずること。</u></p> <p><u>(71)の5 土壤汚染対策法第7条第5項の規定により、同条第4項に規定する期間を短縮すること。</u></p> <p>(72) 土壤汚染対策法第7条第8項の規定により、<u>実施措置</u>を講ずべきことを命ずること。</p> <p><u>(72)の2 土壤汚染対策法第7条第9項の規定による実施措置を講じた旨の報告を受理すること。</u></p> <p>(73) (略)</p> <p><u>(73)の2 土壤汚染対策法第12条第1項第1号の規定による土地の形質の変更の施行及び管理に関する方針が環境省令で定める基準に適合する旨の確認をすること。</u></p> <p>(74)・(75) (略)</p> <p><u>(75)の2 土壤汚染対策法第12条第4項の規定による土地の形質の変更の届出を受理すること。</u></p> <p>(76) 土壤汚染対策法第12条第5項の規定により、同条第1項の届出に係る土地の形質の変更の施行方法に関する計画の変更を命ずること。</p>	<p>(314)～(383) (略)</p> <p>(384)～(544) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 次に掲げる事務は、新発田、三条、長岡、南魚沼、上越及び佐渡の各地域振興局長に委任する。</p> <p>(1)～(69)の3 (略)</p> <p><u>(69)の4 (略)</u></p> <p><u>(69)の5 (略)</u></p> <p>(70) (略)</p> <p>(71) 土壤汚染対策法第7条第1項の規定により、土地所有者等又は行為をした者に対し、<u>汚染の除去等の措置を講ずべきことを指示すること。</u></p> <p>(72) 土壤汚染対策法第7条第4項の規定により、<u>指示措置等</u>を講ずべきことを命ずること。</p> <p>(73) (略)</p> <p>(74)・(75) (略)</p> <p>(76) 土壤汚染対策法第12条第4項の規定により、同条第1項の届出に係る土地の形質の変更の施行方法に関する計画の変更を命ずること。</p>
--	---

(76)の2～(78)の2 (略)

(78)の3 土壤汚染対策法施行規則第16条第5項の規定による土地の所有者等の地位の承継の届出を受理すること。

(78)の4 (略)

(78)の5 土壤汚染対策法施行規則第43条第3号の規定による施行方法が環境大臣が定める基準に適合する旨の確認をすること。

(78)の6 土壤汚染対策法施行規則第43条第4号の規定による施行方法が環境大臣が定める基準に適合する旨の確認をすること。

(78)の7・(78)の8 (略)

(78)の9 土壤汚染対策法施行規則第50条第1項第3号の規定による施行方法が環境大臣が定める基準に適合する旨の確認をすること。

(78)の10 土壤汚染対策法施行規則第52条の5第1項の規定による施行管理方針の確認に係る土地の汚染状態が人為等に由来することが確認された場合等の届出を受理すること。

(78)の11 土壤汚染対策法施行規則第52条の6第1項又は第2項の規定による施行管理方針の変更の届出を受理すること。

(78)の12 土壤汚染対策法施行規則第52条の7第1項の規定による施行管理方針の廃止の届出を受理すること。

(78)の13 土壤汚染対策法施行規則第52条の8第1項の規定により、土壤汚染対策法第12条第1項第1号の確認を取り消すこと。

(78)の14 汚染土壌処理業に関する省令(平成21年環境省令第10号)第5条第20号ただし書の規定による地下水基準に適合している旨の確認をすること。

(78)の15 汚染土壌処理業に関する省令第5条第21号の規定による同号イの規定に従って大気有害物質を排出している旨の確認をすること。

(78)の16 (略)

(78)の17 (略)

(78)の18 (略)

(78)の19 (略)

(78)の20 (略)

(78)の21 (略)

(78)の22 (略)

(78)の23 (略)

(78)の24 (略)

(78)の25 (略)

(78)の26 (略)

(78)の27 (略)

(79)～(164) (略)

(165) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第18条第1項 (同法第22条の2第5項において準用する場合を含む。)の規定に

(76)の2～(78)の2 (略)

(78)の3 土壤汚染対策法施行規則第16条第4項の規定による土地の所有者等の地位の承継の届出を受理すること。

(78)の4 (略)

(78)の5 土壤汚染対策法施行規則第43条第2号の規定による施行方法が環境大臣が定める基準に適合する旨の確認をすること。

(78)の6 土壤汚染対策法施行規則第43条第3号の規定による施行方法が環境大臣が定める基準に適合する旨の確認をすること。

(78)の7・(78)の8 (略)

(78)の9 土壤汚染対策法施行規則第50条第1項第2号の規定による施行方法が環境大臣が定める基準に適合する旨の確認をすること。

(78)の10 汚染土壌処理業に関する省令(平成21年環境省令第10号)第5条第15号ただし書の規定による地下水基準に適合している旨の確認をすること。

(78)の11 汚染土壌処理業に関する省令第5条第16号の規定による同号イの規定に従って大気有害物質を排出している旨の確認をすること。

(78)の12 (略)

(78)の13 (略)

(78)の14 (略)

(78)の15 (略)

(78)の16 (略)

(78)の17 (略)

(78)の18 (略)

(78)の19 (略)

(78)の20 (略)

(78)の21 (略)

(78)の22 (略)

(78)の23 (略)

(79)～(164) (略)

(165) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第18条第1項の規定による計画の変更の認定をすること。

<p>よる計画の変更の認定をすること。</p> <p>(166) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第21条 <u>(同法第22条の2第5項において準用する場合を含む。)</u>の規定により、必要な措置をとるべきことを命ずること。</p> <p>(167) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第22条 <u>(同法第22条の2第5項において準用する場合を含む。)</u>の規定により、計画の認定を取り消すこと。</p> <p><u>(167)の2 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第22条の2第4項の規定により、計画の認定をすること。</u></p> <p>(168)・(169) (略)</p> <p><u>(169)の2 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第53条第5項の規定により、認定協定建築主等に対し報告をさせること。</u></p> <p>(170)～(243) (略)</p> <p>4～10 (略)</p> <p>(病虫害防除所長への委任)</p> <p>第12条 次に掲げる事務は、病虫害防除所長に委任する。</p> <p>(1) 農薬取締法(昭和23年法律第82号) <u>第17条第1項</u>の規定による農薬販売者の届出を受理すること。</p> <p>(2) 農薬取締法<u>第29条第1項</u>の規定により、農薬販売者に対し報告を命じ、又は職員に農薬等を集取させ、若しくは立入検査をさせること。</p> <p>(3) 農薬取締法<u>第29条第3項</u>の規定により、農薬販売者等に対し報告を命じ、又は職員に農薬等を集取させ、若しくは立入検査をさせること。</p>	<p>(166) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第21条の規定により、必要な措置をとるべきことを命ずること。</p> <p>(167) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第22条の規定により、計画の認定を取り消すこと。</p> <p>(168)・(169) (略)</p> <p>(170)～(243) (略)</p> <p>4～10 (略)</p> <p>(病虫害防除所長への委任)</p> <p>第12条 次に掲げる事務は、病虫害防除所長に委任する。</p> <p>(1) 農薬取締法(昭和23年法律第82号) <u>第8条</u>の規定による農薬販売者の届出を受理すること。</p> <p>(2) 農薬取締法<u>第13条第1項</u>の規定により、農薬販売者に対し報告を命じ、又は職員に農薬等を集取させ、若しくは立入検査をさせること。</p> <p>(3) 農薬取締法<u>第13条第3項</u>の規定により、農薬販売者等に対し報告を命じ、又は職員に農薬等を集取させ、若しくは立入検査をさせること。</p>
---	--

附 則

この規則は、平成31年 4 月 1 日から施行する。

地方公営企業法第39条第2項の規定に基づき職を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年 3月29日

新潟県知事 花角 英世

新潟県規則第28号

地方公営企業法第39条第2項の規定に基づき職を定める規則の一部を改正する規則

地方公営企業法第39条第2項の規定に基づき職を定める規則（昭和41年新潟県規則第83号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削り、同表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第39条第2項に規定する知事が定める職は、次のとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 新潟県病院局組織規程（昭和36年新潟県病院局管理規程第3号）により病院局に置かれる職のうち、次に掲げるもの（イに掲げる職にあつては、局本庁の副参事相当以上の職に限る。）</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 病院の院長、副院長、専任セーフティマネージャー、事務長、事務長補佐、庶務課長、経営課長、医事企画員、栄養課長、<u>栄養課課長代理、診療部長、臨床部長、研究部長、情報調査部長、地域連携・相談支援センター長、地域連携・相談支援センター副センター長、緩和ケアセンター長、がんゲノム医療センター長、</u>科部長、中央放射線部長、中央内視鏡部長、中央手術部長、臨床検査部長、病理部長、がん予防総合センター長、診療放射線技師長、診療放射線副技師長、臨床検査技師長、臨床検査副技師長、リハビリテーション技師長、<u>リハビリテーション副技師長、</u>薬剤部長、薬剤副部長、看護部長、看護副部長、看護師長、社会復帰部長、社会復帰副部長、救命救急センター長、救命救急センター副センター長、地域連携センター長、地域連携室長、循環器病センター長、内視鏡センター長、消化器内視鏡センター長、教育研修センター長、教育研修センター副センター長、参与、参事及び副参事</p>	<p>地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第39条第2項に規定する知事が定める職は、次のとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 新潟県病院局組織規程（昭和36年新潟県病院局管理規程第3号）により病院局に置かれる職のうち、次に掲げるもの（イに掲げる職にあつては、局本庁の副参事相当以上の職に限る。）</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 病院の院長、副院長、専任セーフティマネージャー、事務長、事務長補佐、庶務課長、経営課長、医事企画員、栄養課長、<u>栄養課課長代理、診療部長、臨床部長、研究部長、情報調査部長、地域連携・相談支援センター長、地域連携・相談支援センター副センター長、緩和ケアセンター長、科部長、中央放射線部長、中央内視鏡部長、中央手術部長、臨床検査部長、病理部長、がん予防総合センター長、診療放射線技師長、診療放射線副技師長、臨床検査技師長、臨床検査副技師長、リハビリテーション技師長、</u>薬剤部長、薬剤副部長、看護部長、看護副部長、看護師長、社会復帰部長、社会復帰副部長、救命救急センター長、救命救急センター副センター長、地域連携センター長、<u>地域連携室長、包括医療支援センター長、</u>循環器病センター長、内視鏡センター長、消化器内視鏡センター長、教育研修センター長、<u>教育研修センター副センター長、</u>参与、参事及び副参事</p>

附 則

この規則は、平成31年 4月 1日から施行する。

地方公営企業管理者の給料に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年 3 月29日

新潟県知事 花 角 英 世

新潟県規則第29号

地方公営企業管理者の給料に関する規則の一部を改正する規則

地方公営企業管理者の給料に関する規則（昭和41年新潟県規則第80号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
特別職の職員の給与に関する条例（昭和27年新潟県条例第30号）第2条の規定に基づき、地方公営企業管理者の給料月額を次のとおり定める。 (1) 新潟県企業管理者 <u>69万5,000円</u> (2) 新潟県病院事業管理者 <u>67万5,000円</u>	特別職の職員の給与に関する条例（昭和27年新潟県条例第30号）第2条の規定に基づき、地方公営企業管理者の給料月額を次のとおり定める。 (1) 新潟県企業管理者 <u>65万5,000円</u> (2) 新潟県病院事業管理者 <u>68万円</u>

附 則

この規則は、平成31年 4 月 1 日から施行する。

新潟県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年3月29日

新潟県知事 花角 英世

新潟県規則第30号

新潟県行政組織規則の一部を改正する規則

新潟県行政組織規則（昭和35年新潟県規則第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条、項及び号の表示に下線が引かれた条、項及び号（以下「移動条等」という。）に対応する同表の改正後の欄中条、項及び号の表示に下線が引かれた条、項及び号（以下「移動後条等」という。）が存在する場合には当該移動条等を当該移動後条等とし、移動条等に対応する移動後条等が存在しない場合には当該移動条等（以下「削除条等」という。）を削り、移動後条等に対応する移動条等が存在しない場合には当該移動後条等（以下「追加条等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条、項及び号の表示並びに削除条等を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条、項及び号の表示並びに追加条等を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(知事政策局)</p> <p>第6条 知事政策局に次の課、室、センター、係及び班を置く。 政策課～行政改革・評価室 (略) 国際課 拉致問題調整室 パスポートセンター</p> <p>(県民生活・環境部)</p> <p>第6条の3 県民生活・環境部に次の課、室、係及び班を置く。 県民生活課 総務班 社会活動推進係 <u>消費とくらしの安全室</u> 交通安全対策室 新潟暮らし推進課 (略)</p> <p>文化振興課～男女平等社会推進課 (略) 震災復興支援課 計画調整係 <u>広域支援対策係</u> 環境企画課～廃棄物対策課 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(防災局)</p> <p>第6条の4 防災局に次の課、係及び班を置く。 防災企画課～消防課 (略) 原子力安全対策課 企画調整係 原子力防災対策係 原子力安全対策係 <u>放射線監視係</u></p> <p>(福祉保健部)</p> <p>第6条の5 福祉保健部に次の課、室、センター、係及び班を置く。</p>	<p>(知事政策局)</p> <p>第6条 知事政策局に次の課、室、センター、係及び班を置く。 政策課～行政改革・評価室 (略) 国際課 <u>韓国室 ロシア室 中国室</u> 拉致問題調整室 パスポートセンター</p> <p>(県民生活・環境部)</p> <p>第6条の3 県民生活・環境部に次の課、室、係及び班を置く。 県民生活課 総務班 社会活動推進係 <u>安全・安心なまちづくり班</u> 交通安全対策室 新潟暮らし推進課 (略) <u>消費者行政課</u> <u>企画係</u> <u>取引・表示係</u> 文化振興課～男女平等社会推進課 (略) 震災復興支援課 計画調整係 <u>復興事業支援係</u> <u>広域支援対策室</u> 環境企画課～廃棄物対策課 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(防災局)</p> <p>第6条の4 防災局に次の課、<u>室</u>、係及び班を置く。 防災企画課～消防課 (略) 原子力安全対策課 企画調整係 原子力防災対策係 原子力安全対策係 <u>放射能対策室</u></p> <p>(福祉保健部)</p> <p>第6条の5 福祉保健部に次の課、室、センター、係及び班を置く。</p>

福祉保健課～医師・看護職員確保対策課 (略)
 高齢福祉保健課
 高齢化対策係 在宅福祉班 介護サービス係
 介護人材確保係
 健康対策課～少子化対策課 (略)

(産業労働部)

第6条の6 産業労働部に次の課、室、係及び班を置く。

産業政策課

総務係 予算係

創業・経営支援課

創業・小規模企業支援班 金融係

産業振興課～職業能力開発課 (略)

(観光局)

第6条の7 観光局に次の課を置く。

観光企画課

国際観光推進課

(農林水産部)

第6条の8 農林水産部に次の課、室、係及び班を置く。

農業総務課・地域農政推進課 (略)

農産園芸課

水田農業係 主要作物係 生産環境係 園芸拡大推進室

経営普及課～治山課 (略)

2・3 (略)

第6条の9 (略)

第6条の10 (略)

第6条の11 (略)

(分掌事務)

第9条 前節に規定する課、室及びセンター(課又はセンターに置く室及び課に置くセンターを除く。)の分掌事務は、次のとおりとする。

知事政策局

政策課～広報広聴課 (略)

行政改革・評価室

(1)～(4) (略)

福祉保健課～医師・看護職員確保対策課 (略)
 高齢福祉保健課
 高齢化対策係 在宅福祉班 施設福祉係 介護
事業係 介護人材確保係
 健康対策課～少子化対策課 (略)

(産業労働観光部)

第6条の6 産業労働観光部に次の課、室、係及び班を置く。

産業政策課

総務係 予算係 経営支援室

産業振興課～職業能力開発課 (略)

観光企画課

国際観光推進課

2 前項に規定するもののほか、産業労働観光部に観光局を置く。

3 観光局は、観光企画課及び国際観光推進課を所管する。

(農林水産部)

第6条の7 農林水産部に次の課、室、係及び班を置く。

農業総務課・地域農政推進課 (略)

農産園芸課

水田農業係 主要作物係 園芸振興係 生産環境係

経営普及課～治山課 (略)

2・3 (略)

第6条の8 (略)

第6条の9 (略)

第6条の10 (略)

(分掌事務)

第9条 前節に規定する課、室及びセンター(課又はセンターに置く室及び課に置くセンターを除く。)の分掌事務は、次のとおりとする。

知事政策局

政策課～広報広聴課 (略)

行政改革・評価室

(1)～(4) (略)

(5) 組織力向上に関する事項

<p>(5) (略) 国際課</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>総務管理部 財政課 (略) 人事課</p> <p><u>(1) 県庁働き方改革の推進に関する事項</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) (略)</p> <p>(7)～(10) (略) 法務文書課</p> <p><u>(1) 条例、規則等の審査及び整理に関する事項</u></p> <p><u>(2) 訟務事務の総括に関する事項</u></p> <p><u>(3) 公益法人及び公益信託に関する事務の調整に関する事項</u></p> <p><u>(4) 宗教法人に関する事項</u></p> <p><u>(5) 文書及び公印の管理に関する事項</u></p> <p>(6) (略)</p> <p>(7) (略)</p> <p><u>(8) 情報公開制度及び個人情報保護制度に関する事項</u></p> <p>(9) (略) 大学・私学振興課 (略) 市町村課</p> <p>(1)～(10) (略)</p> <p><u>(11) 市町村の合併並びに組合、協議会、機関等の共同設置及び事務の委託に関する事項</u> 地域政策課 (略) 情報政策課</p>	<p>(6) (略) 国際課</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p><u>(3) 国際経済交流の促進に関する事項</u></p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) (略)</p> <p>総務管理部 財政課 (略) 人事課</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p><u>(6) 職員の特別ほう賞金に関する事項</u></p> <p>(7)～(10) (略) 法務文書課</p> <p><u>(1) 文書の收受及び発送に関する事項</u></p> <p>(2) (略)</p> <p><u>(3) 文書の保存に関する事項</u></p> <p><u>(4) 公印の管理に関する事項</u></p> <p><u>(5) 公告式及び公文例に関する事項</u></p> <p>(6) (略)</p> <p><u>(7) 官報掲載事項の報告に関する事項</u></p> <p><u>(8) 県例規集の編集に関する事項</u></p> <p><u>(9) 条例、規則等の審査及び整理に関する事項</u></p> <p><u>(10) 公益法人に関する事務の調整に関する事項</u></p> <p><u>(11) 知事の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する事務の調整に関する事項</u></p> <p><u>(12) 訟務事務の総括に関する事項</u></p> <p><u>(13) 宗教法人に関する事項</u></p> <p><u>(14) 情報公開制度に関する事項</u></p> <p><u>(15) 個人情報保護制度に関する事項</u></p> <p><u>(16) 資産公開制度に関する事項</u></p> <p>(17) (略) 大学・私学振興課 (略) 市町村課</p> <p>(1)～(10) (略)</p> <p><u>(11) 市町村合併の支援に関する事項</u></p> <p><u>(12) 市町村の組合、協議会、機関等の共同設置及び事務の委託に関する事項</u> 地域政策課 (略) 情報政策課</p>
---	--

<p>(1)～(8) (略)</p> <p>(9) (略)</p> <p>(10) (略) 統計課・税務課 (略) 管財課</p> <p>(1) 公有財産の<u>取得、管理及び処分</u>の総括並びに監督に関する事項</p> <p>(2) 県有宿舎の設置及び管理並びに普通財産の管理及び処分に関する事項</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) (略)</p> <p>(7) (略)</p> <p>(8) 通信施設の<u>保守管理及び運用計画</u>に関する事項</p> <p>(9) <u>通信施設の維持修繕工事の執行</u>に関する事項</p> <p>(10) 災害時等における通信統制に関する事項 総務事務センター</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 職員の給与及び旅費の支給に関する事項</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) (略)</p> <p>(7) 職員及び非常勤職員の公務災害補償に関する事項</p> <p>(8) 職員の福利厚生及びライフプランの推進に関する事項</p> <p>(9) 職員の児童手当に関する事項</p> <p>(10) (略) 県民生活・環境部 県民生活課</p> <p>(1)・(2) (略)</p>	<p>(1)～(8) (略)</p> <p>(9) <u>事務のシステム化等の調整及び指導に関する事項</u></p> <p>(10) (略)</p> <p>(11) (略) 統計課・税務課 (略) 管財課</p> <p>(1) <u>公有財産に関する制度の企画及び立案</u>に関する事項</p> <p>(2) 公有財産の管理及び処分の総括並びに監督に関する事項</p> <p>(3) <u>土地、建物等の借入れの調整</u>に関する事項</p> <p>(4) 県有宿舎の設置、管理及び処分並びに普通財産の管理及び処分に関する事項</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) (略)</p> <p>(7) (略)</p> <p>(8) (略)</p> <p>(9) (略)</p> <p>(10) 通信施設の運用計画に関する事項</p> <p>(11) <u>有線電話の加入、管理、処分等</u>に関する事項</p> <p>(12) <u>有線通信施設の保守管理</u>に関する事項</p> <p>(13) <u>防災行政無線通信施設の保守管理</u>に関する事項</p> <p>(14) 災害時等における通信統制及び非常通信に関する事項 総務事務センター</p> <p>(1) <u>総務事務プロセス改革</u>に関する事項</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 職員の給与の支給に関する事項</p> <p>(5) 職員の旅費の支給に関する事項</p> <p>(6) (略)</p> <p>(7) <u>支出負担行為の確認</u>に関する事項 (前3号に掲げる事項に係るものに限る。)</p> <p>(8) (略)</p> <p>(9) (略)</p> <p>(10) 職員の公務災害補償に関する事項</p> <p>(11) 職員の福利厚生に関する事項</p> <p>(12) 職員のライフプランの推進に関する事項</p> <p>(13) 職員の児童手当及び子ども手当に関する事項</p> <p>(14) (略)</p> <p>県民生活・環境部 県民生活課</p> <p>(1)・(2) (略)</p>
---	---

- (3) ボランティア等の社会活動参加及び民間非営利団体との連携の促進に関する事項
 - (4) 特定非営利活動法人の認証等に関する事項
 - (5) 消費者行政の企画及び調整に関する事項
 - (6) 商品等の規格、表示、取引等の適正化に関する事項
 - (7) (略)
 - (8) 交通安全対策に関する事項
 - (9) (略)
 - (10) 消費生活センターに関する事項
 - (11) (略)
- 新潟暮らし推進課 (略)

文化振興課

- (1)・(2) (略)
 - (3) (略)
 - (4) (略)
 - (5) (略)
 - (6) (略)
- スポーツ課～震災復興支援課 (略)
- 環境企画課
- (1)・(2) (略)
 - (3) (略)
 - (4) (略)
 - (5) (略)
 - (6) (略)
 - (7) (略)
 - (8) (略)
 - (9) (略)
 - (10) (略)
- 環境対策課
- (1)～(6) (略)
 - (7) 騒音及び振動の規制並びに悪臭の防止に関する事項

- (3) ボランティア等社会参加活動の推進及び調整に関する事項
 - (4) 民間非営利団体との連携の促進及び特定非営利活動法人の認証等に関する事項
 - (5) 県民運動の企画及び調整に関する事項
 - (6) 県民運動の推進に関する事項
 - (7) (略)
 - (8) 交通安全対策の企画及び調整に関する事項
 - (9) 交通安全教育に関する事項
 - (10) 交通安全対策特別交付金に関する事項
 - (11) (略)
 - (12) (略)
- 新潟暮らし推進課 (略)
- 消費者行政課
- (1) 消費者行政の企画及び調整に関する事項
 - (2) 商品等の規格、表示、取引等の適正化に関する事項
 - (3) 農林水産物の品質表示等の適正化に関する事項
 - (4) 消費者団体に関する事項
 - (5) 物価対策の調整に関する事項
 - (6) 県民生活安定緊急措置等に関する事項
 - (7) 金融に係る知識の普及に関する事項
 - (8) 消費生活センターに関する事項
- 文化振興課
- (1)・(2) (略)
 - (3) 余暇利用施策の調整に関する事項
 - (4) (略)
 - (5) (略)
 - (6) (略)
 - (7) (略)
- スポーツ課～震災復興支援課 (略)
- 環境企画課
- (1)・(2) (略)
 - (3) 公害防止計画に関する事項
 - (4) (略)
 - (5) (略)
 - (6) 貴重動植物の保護に関する事項
 - (7) (略)
 - (8) (略)
 - (9) (略)
 - (10) (略)
 - (11) (略)
 - (12) (略)
- 環境対策課
- (1)～(6) (略)
 - (7) 騒音の規制に関する事項
 - (8) 振動の規制に関する事項

- (8) (略)
- (9) 地下水及び土壌の汚染対策に関する事項
- (10) (略)
 廃棄物対策課 (略)
 防災局 (略)
 福祉保健部
 福祉保健課
- (1) (略)
- (2) 福祉保健部所管の人事、予算及び経理に関する事項(基幹病院整備室の所管に属する事項を除く。)
- (3)～(7) (略)
- (8) 福祉、保健及び医療情報並びに厚生統計に関する事項
- (9) 生活保護及び生活困窮者の自立支援に関する事項
- (10) (略)
- (11) (略)
- (12) (略)
- (13) (略)
- (14) (略)
- (15) (略)
 国保・福祉指導課・医務薬事課 (略)
 基幹病院整備室
- (1) 基幹病院事業の予算及び経理に関する事項
- (2) (略)
- (3) (略)
 医師・看護職員確保対策課～健康対策課
 (略)
 生活衛生課
- (1)・(2) (略)
- (3) 建築物における衛生の確保に関する事項
- (4) 水道に関する事項
- (5) (略)
- (6) 動物の愛護及び管理並びに狂犬病の予防に関する事項
- (7) と畜場及び食鳥処理並びに化製場等に関する事項
- (8) (略)
- (9) (略)

- (9) 悪臭の防止に関する事項
- (10) (略)
- (11) 地下水の汚染対策に関する事項
- (12) 土壌の汚染対策に関する事項
- (13) (略)
 廃棄物対策課 (略)
 防災局 (略)
 福祉保健部
 福祉保健課
- (1) (略)
- (2) 福祉保健部所管の人事、予算及び経理に関する事項
- (3)～(7) (略)
- (8) 厚生統計に関する事項
- (9) 福祉、保健及び医療情報に関する事項
- (10) 生活保護に関する事項
- (11) 生活困窮者の自立支援に関する事項
- (12) (略)
- (13) (略)
- (14) (略)
- (15) (略)
- (16) (略)
- (17) (略)
 国保・福祉指導課・医務薬事課 (略)
 基幹病院整備室
- (1) (略)
- (2) (略)
 医師・看護職員確保対策課～健康対策課
 (略)
 生活衛生課
- (1)・(2) (略)
- (3) (略)
- (4) と畜場に関する事項
- (5) 食鳥処理に関する事項
- (6) 狂犬病の予防に関する事項
- (7) 動物の愛護及びその適正な飼養又は保管に関する教育活動等並びに管理に関する事項
- (8) ねずみ及び衛生害虫の駆除に関する事項
- (9) 死亡獣畜の処理に関する事項
- (10) (略)
- (11) (略)
- (12) 水道に関する事項
- (13) 建築物における衛生の確保に関する事項

- (10) (略)
- 障害福祉課～少子化対策課 (略)
- 産業労働部
- 産業政策課
- (1) 産業労働部所管の人事、予算及び経理に関する事項
- (2) 産業労働行政施策の企画、調査及び調整に関する事項
- (3)・(4) (略)
- (5) 国際経済に関する事項

- (6) (略)
- (7) (略)
- 創業・経営支援課
- (1) 商工団体の育成指導に関する事項
- (2) 小規模企業の支援及び総合的な調整に関する事項
- (3) 起業・創業の推進に関する事項
- (4) 中小企業の金融に関する事項
- (5) 中小企業の高度化資金等の貸付けに関する事項 (債権管理等に関するものに限る。)

- (6) 貸金業に関する事項
- 産業振興課 (略)
- 商業・地場産業振興課
- (1)～(4) (略)
- (5) 中小企業の高度化資金等の貸付けに関する事項 (創業・経営支援課の所管に属する事項を除く。)
- (6)～(8) (略)
- 産業立地課
- (1)・(2) (略)
- (3) 地域経済牽引事業の促進に関する事項
- (4) (略)
- (5) 電源地域の振興に関する事項
- (6) 石油貯蔵施設の周辺地域整備に関する事項

労政雇用課・職業能力開発課 (略)

- (14) プールに関する事項
- (15) (略)
- 障害福祉課～少子化対策課 (略)
- 産業労働観光部
- 産業政策課
- (1) 産業労働観光部所管の人事、予算及び経理に関する事項
- (2) 産業労働観光行政施策の企画、調査及び調整に関する事項
- (3)・(4) (略)
- (5) 商工団体の育成指導に関する事項
- (6) 小規模企業の支援及び総合的な調整に関する事項
- (7) 起業・創業の推進に関する事項
- (8) 中小企業の金融に関する事項
- (9) 中小企業の高度化資金等の貸付けに関する事項 (債権管理等に関するものに限る。)
- (10) 貸金業に関する事項
- (11) (略)
- (12) (略)

- 産業振興課 (略)
- 商業・地場産業振興課
- (1)～(4) (略)
- (5) 中小企業の高度化資金等の貸付けに関する事項 (産業政策課の所管に属する事項を除く。)

- (6)～(8) (略)
- 産業立地課
- (1)・(2) (略)
- (3) 低開発地域工業開発促進に関する事項
- (4) (略)
- (5) 電源立地の調整に関する事項
- (6) 発電用施設及び石油貯蔵施設の周辺地域整備に関する事項
- 労政雇用課・職業能力開発課 (略)
- 観光企画課

- (1) 観光交流施策の総合調整に関する事項
- (2) 観光交流戦略の形成に関する事項
- (3) 観光交流に関する調査及び企画に関する事項 (国際観光推進課の所管に属する事項を除く。)
- (4) 新潟ふるさと村に関する事項
- (5) 旅行業に関する事項

<p style="text-align: center;"><u>観光局</u> <u>観光企画課</u></p> <p>(1) <u>観光局所管の人事、予算及び経理に関する事項</u></p> <p>(2) <u>観光交流の施策の総合調整及び戦略の形成に関する事項</u></p> <p>(3) <u>観光交流に関する調査及び企画に関する事項</u> (国際観光推進課の所管に属する事項を除く。)</p> <p>(4) <u>新潟ふるさと村に関する事項</u></p> <p>(5) <u>旅行業に関する事項</u></p> <p>(6) <u>観光施設の整備に関する事項</u> (自然公園に関する事項を除く。)</p> <p>(7) <u>学会、会議、見本市その他のコンベンションの誘致に関する事項</u></p> <p>(8) <u>総合保養地域の整備推進に関する事項</u></p> <p>(9) <u>観光に関する宣伝及び開発に関する事項</u></p> <p>(10) <u>観光事業団体の指導育成に関する事項</u> 国際観光推進課</p> <p>(1) <u>観光交流に関する調査及び企画に関する事項</u> (国際観光戦略に関するものに限る。)</p> <p>(2) <u>外国人観光客の誘致に関する事項</u></p> <p>(3) <u>外国人観光客の受入体制の整備に関する事項</u></p> <p>(4) <u>広域観光周遊ルートに関する事項</u></p> <p>(5) <u>通訳案内業に関する事項</u></p> <p style="text-align: center;"><u>農林水産部</u> <u>農業総務課・地域農政推進課</u> (略) <u>農産園芸課</u></p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) <u>野菜、果樹、花き及び特産作物の生産振興並びに養蚕の振興に関する事項</u></p> <p>(6) (略)</p> <p>(7) <u>農作物の鳥獣被害対策に関する事項</u></p> <p>(8) (略)</p> <p>(9) (略)</p> <p>(10) (略)</p>	<p>(6) <u>観光施設の整備に関する事項</u> (自然公園に関する事項を除く。)</p> <p>(7) <u>学会、会議、見本市その他のコンベンションの誘致に関する事項</u></p> <p>(8) <u>総合保養地域の整備推進に関する事項</u></p> <p>(9) <u>観光に関する宣伝及び開発に関する事項</u></p> <p>(10) <u>観光事業団体の指導育成に関する事項</u> 国際観光推進課</p> <p>(1) <u>観光交流に関する調査及び企画に関する事項</u> (国際観光戦略に関するものに限る。)</p> <p>(2) <u>外国人観光客の誘致に関する事項</u></p> <p>(3) <u>外国人観光客の受入体制の整備に関する事項</u></p> <p>(4) <u>広域観光周遊ルートに関する事項</u></p> <p>(5) <u>通訳案内業に関する事項</u></p> <p style="text-align: center;"><u>農林水産部</u> <u>農業総務課・地域農政推進課</u> (略) <u>農産園芸課</u></p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) <u>野菜、果樹、花き及び特産作物の生産振興に関する事項</u></p> <p>(6) <u>養蚕の振興に関する事項</u></p> <p>(7) (略)</p> <p>(8) <u>特別栽培農産物の認証に関する事項</u></p> <p>(9) (略)</p> <p>(10) (略)</p> <p>(11) (略)</p>
---	---

(11) (略)	(12) (略)
(12) (略)	(13) (略)
(13) (略)	(14) <u>飼料の検査に関する事項</u>
経営普及課～畜産課 (略)	(15) (略)
水産課	経営普及課～畜産課 (略)
(1) (略)	水産課
(2) <u>水産業強化支援に関する事項</u>	(1) (略)
(3)・(4) (略)	(2) <u>沿岸漁業構造改善に関する事項</u>
(5) <u>漁船の登録に関する事項</u>	(3)・(4) (略)
(6) <u>漁場の整備及び維持管理に関する事項</u>	(5) <u>小型船舶の総トン数測度に関する事項</u>
(7) (略)	(6) <u>漁船の建造、改造及び転用許可並びに登録に関する事項</u>
(8) <u>漁船保険及び漁業共済に関する事項</u>	(7) <u>漁場の整備計画及び維持管理に関する事項</u>
(9) (略)	(8) (略)
(10) (略)	(9) <u>漁船保険に関する事項</u>
(11) (略)	(10) <u>漁業共済に関する事項</u>
(12) (略)	(11) <u>水産物の流通に関する事項</u>
漁港課	(12) (略)
(1)～(4) (略)	(13) (略)
(5) (略)	(14) (略)
(6) (略)	(15) (略)
林政課 (略)	漁港課
治山課	(1)～(4) (略)
(1)～(3) (略)	(5) <u>漁場整備事業に関する事項</u>
(4) <u>林業種苗及び林木育種に関する事項</u>	(6) (略)
(5) (略)	(7) (略)
(6) (略)	林政課 (略)
(7) (略)	治山課
(8) (略)	(1)～(3) (略)
(9) (略)	(4) <u>林業種苗に関する事項</u>
(10) (略)	(5) <u>林木育種に関する事項</u>
農地部	(6) (略)
農地管理課～農地整備課 (略)	(7) (略)
農村環境課	(8) (略)
(1)～(5) (略)	(9) (略)
(6) <u>多面的機能支払制度に関する事項</u>	(10) (略)
土木部	(11) (略)
監理課～都市整備課 (略)	農地部
建築住宅課	農地管理課～農地整備課 (略)
(1)～(6) (略)	農村環境課
(7) <u>住宅確保要配慮者に対する施策に関する事項</u>	(1)～(5) (略)
(8) (略)	(6) <u>多面的機能支払交付金に関する事項</u>
(9) (略)	土木部
	監理課～都市整備課 (略)
	建築住宅課
	(1)～(6) (略)
	(7) <u>優良な賃貸住宅の供給の促進に関する事項</u>
	(8) (略)
	(9) <u>独立行政法人住宅金融支援機構からの委託業務に関する事項</u>
	(10) (略)

(10) (略)
 下水道課・営繕課 (略)
 交通政策局 (略)
 出納局
 管理課

(1) (略)
 (2) 財務会計事務の企画、調整及び指導並びに会計職員(税務関係職員を除く。)の研修に関する事項

(3) (略)
 (4) (略)
 (5) (略)
 (6) (略)
 (7) (略)
 (8) (略)
 (9) (略)
 (10) (略)
 (11) (略)

会計検査課 (略)

2 各部(知事政策局、防災局、観光局、交通政策局及び出納局を含む。以下この項において同じ。)の筆頭に掲げる課を主管課といい、部内各課の連絡調整に関する事項及び部内他課に属しない事項を処理するものとする。

(名称、位置及び所管区域)

第10条 (略)
 2～14 (略)

15 地域振興局の部又は港湾事務所の事務の一部を分掌させるため、次のとおり農林事務所、維持管理事務所、地区センター及び分所を置く。

名 称	位 置	担 当 区 域
-----	-----	---------

(略)

16・17 (略)

(組織)

第11条 (略)
 2～6 (略)

7 上越地域振興局直江津港湾事務所に次の課及び係を置く。

業務課
 業務係
 工務課

8～13 (略)

(11) 高齢者の居住の安定確保に関する事項

(12) (略)
 下水道課・営繕課 (略)
 交通政策局 (略)
 出納局
 管理課

(1) (略)
 (2) 財務会計事務の企画及び調整に関する事項

(3) 財務会計事務の指導に関する事項
 (4) 会計職員(税務関係職員を除く。)の研修に関する事項

(5) (略)
 (6) (略)
 (7) (略)
 (8) (略)
 (9) (略)
 (10) (略)
 (11) (略)
 (12) (略)
 (13) (略)

会計検査課 (略)

2 各部(知事政策局、防災局、交通政策局及び出納局を含む。以下この項において同じ。)の筆頭に掲げる課を主管課といい、部内各課の連絡調整に関する事項及び部内他課に属しない事項を処理するものとする。

(名称、位置及び所管区域)

第10条 (略)
 2～14 (略)

15 地域振興局の部又は港湾事務所の事務の一部を分掌させるため、次のとおり農林事務所、維持管理事務所、地区センター及び分所を置く。

名 称	位 置	担 当 区 域
-----	-----	---------

新発田地域振興局地域整備部奥胎内分所
 胎内市

(略)

16・17 (略)

(組織)

第11条 (略)
 2～6 (略)

7 上越地域振興局直江津港湾事務所に次の課及び係を置く。

業務課
 庶務係 業務係
 工務課

8～13 (略)

(分掌事務)

第12条 村上地域振興局の部及び課の分掌事務は、次のとおりとする。

企画振興部・健康福祉部 (略)

農林振興部

庶務課～普及課 (略)

農村計画課

(1)～(8) (略)

(9) 多面的機能支払制度に係る指導、助言及び検査に関する事項

農村整備課～森林施設課 (略)

地域整備部

庶務課～計画調整課 (略)

維持管理課

(1) 土木施設の維持及び修繕工事の執行に関する事項

(2)・(3) (略)

道路課 (略)

治水・港湾課

(1) 河川改修及び海岸保全の工事の執行に関する事項

(2) 災害復旧工事の執行に関する事項(維持管理課の所管に属する事項を除く。)

(3)～(7) (略)

ダム管理課 (略)

2 新発田地域振興局の部、センター及び課の分掌事務は、次のとおりとする。

企画振興部～農村整備部 (略)

地域整備部

庶務課～道路課 (略)

治水課

(1) 河川改修及び海岸保全の工事並びにダムの建設工事の執行に関する事項

(2)～(4) (略)

建築課・ダム管理課 (略)

3 新潟地域振興局の部及び課の分掌事務は、巻農業振興部、新津地域整備部、新潟港湾事務所及び津川地区振興事務所に係るものを除き、次のとおりとする。

企画振興部 (略)

県税部

庶務課～間税課 (略)

収税第1課

(1) 県税徴収金及び過料の収納に関する事項(大口滞納及び特殊滞納に係る収納その他収納が困難なもの並びに新津収税課の所管に属する事項を除く。)

(分掌事務)

第12条 村上地域振興局の部及び課の分掌事務は、次のとおりとする。

企画振興部・健康福祉部 (略)

農林振興部

庶務課～普及課 (略)

農村計画課

(1)～(8) (略)

農村整備課～森林施設課 (略)

地域整備部

庶務課～計画調整課 (略)

維持管理課

(1) 土木施設の維持及び修繕工事の執行に関する事項(港湾課の所管に属する事項を除く。)

(2)・(3) (略)

道路課 (略)

治水・港湾課

(1) 河川改修及び海岸保全の工事並びにダムの建設工事の執行に関する事項

(2) 災害復旧工事の執行に関する事項(維持管理課及び港湾課の所管に属する事項を除く。)

(3)～(7) (略)

ダム管理課 (略)

2 新発田地域振興局の部、センター及び課の分掌事務は、次のとおりとする。

企画振興部～農村整備部 (略)

地域整備部

庶務課～道路課 (略)

治水課

(1) 河川改修及び海岸保全の工事の執行に関する事項

(2)～(4) (略)

建築課・ダム管理課 (略)

3 新潟地域振興局の部及び課の分掌事務は、巻農業振興部、新津地域整備部、新潟港湾事務所及び津川地区振興事務所に係るものを除き、次のとおりとする。

企画振興部 (略)

県税部

庶務課～間税課 (略)

収税第1課

(1) 県税徴収金及び過料の収納に関する事項(滞納繰越分に係る収納、大口滞納及び特殊滞納に係る収納その他収納が困難なものに限る。)

(2) 県税徴収金及び過料の滞納処分に関する事項(滞納繰越分に係る滞納処分、大口滞納及び特殊滞納に係る滞納処分その他滞納処分が困難な

(2) 県税徴収金及び過料の還付及び充当に関する事項（新津収税課の所管に属する事項を除く。次号及び第4号において同じ。）

(3) (略)

(4) 普通徴収による自動車税に係る徴収金の賦課に関する事項

収税第2課

(1) 県税徴収金及び過料の収納に関する事項（新津収税課の所管に属する事項を除く。次号から第4号までにおいて同じ。）

(2) 県税徴収金及び過料の滞納処分に関する事項

(3) 県税徴収金の徴収の嘱託に関する事項

(4) 個人県民税に係る徴収金の賦課に関する事項

収税第3課

(1) 県税徴収金及び過料の収納に関する事項（大口滞納及び特殊滞納に係る滞納処分その他収納が困難なもの並びに新津収税課の所管に属する事項を除く。）

(2) 県税徴収金及び過料の滞納処分に関する事項（大口滞納及び特殊滞納に係る収納その他滞納処分が困難なもの並びに新津収税課の所管に属する事項を除く。）

(3) 県税徴収金の徴収の嘱託に関する事項（新津収税課の所管に属する事項を除く。次号において同じ。）

(4) 納税貯蓄組合に関する事項

新津収税課 (略)

健康福祉部～地域整備部 (略)

4・5 (略)

6 魚沼地域振興局の部及び課の分掌事務は、次のとおりとする。

企画振興部～農業振興部 (略)

地域整備部

庶務課～道路課 (略)

治水課

(1)～(5) (略)

7 南魚沼地域振興局の部、センター及び課の分掌事務は、次のとおりとする。

企画振興部～農林振興部 (略)

地域整備部

庶務課～道路課 (略)

治水課

(1) 河川改修工事の執行に関する事項

(2)～(4) (略)

ものに限る。)

(3) 県税徴収金及び過料の還付及び充当に関する事項

(4) (略)

(5) 納税貯蓄組合に関する事項

(6) 県税徴収金の徴収の嘱託に関する事項

(7) 個人県民税及び普通徴収による自動車税に係る徴収金の賦課に関する事項

収税第2課及び収税第3課

(1) 県税徴収金及び過料の収納に関する事項（収税第1課及び新津収税課の所管に属する事項を除く。）

(2) 県税徴収金及び過料の滞納処分に関する事項（収税第1課及び新津収税課の所管に属する事項を除く。）

新津収税課 (略)

健康福祉部～地域整備部 (略)

4・5 (略)

6 魚沼地域振興局の部及び課の分掌事務は、次のとおりとする。

企画振興部～農業振興部 (略)

地域整備部

庶務課～道路課 (略)

治水課

(1)～(5) (略)

(6) ダムの建設工事の執行に関する事項

7 南魚沼地域振興局の部、センター及び課の分掌事務は、次のとおりとする。

企画振興部～農林振興部 (略)

地域整備部

庶務課～道路課 (略)

治水課

(1) 河川改修工事及びダムの建設工事の執行に関する事項

(2)～(4) (略)

建築課 (略)

8 十日町地域振興局の部及び課の分掌事務は、次のとおりとする。
 企画振興部～農業振興部 (略)
 地域整備部
 庶務課～道路課 (略)
 治水課
 (1) 河川改修工事の執行に関する事項
 (2)～(5) (略)

9 柏崎地域振興局の部及び課の分掌事務は、次のとおりとする。
 企画振興部～農業振興部 (略)
 地域整備部
 庶務課～計画調整課 (略)
 維持管理課
 (1) 土木施設の維持及び修繕工事の執行に関する事項
 (2)・(3) (略)
 道路課・治水・港湾課 (略)
 ダム建設課
ダムの建設工事の執行に関する事項
 ダム管理課 (略)

10・11 (略)

12 佐渡地域振興局の部、センター及び課の分掌事務は、次のとおりとする。
 企画振興部～農林水産振興部 (略)
 地域整備部
 庶務課～計画調整課 (略)
 維持管理課
 (1) 土木施設の維持及び修繕工事の執行に関する事項
 (2)・(3) (略)
 道路課～漁港課 (略)

13～15 (略)

16 新潟地域振興局津川地区振興事務所の課の分掌事務は、次のとおりとする。
 総務課～維持管理課 (略)
 土木整備課
 (1)～(3) (略)
 (4) 河川改修工事の執行に関する事項
 (5)～(7) (略)
 林業振興課・森林施設課 (略)

17～23 (略)

(分掌事務)

第92条 保健環境科学研究所の課及び室の分掌事務は、次のとおりとする。

建築課 (略)

8 十日町地域振興局の部及び課の分掌事務は、次のとおりとする。
 企画振興部～農業振興部 (略)
 地域整備部
 庶務課～道路課 (略)
 治水課
 (1) 河川改修工事及びダムの建設工事の執行に関する事項
 (2)～(5) (略)

9 柏崎地域振興局の部及び課の分掌事務は、次のとおりとする。
 企画振興部～農業振興部 (略)
 地域整備部
 庶務課～計画調整課 (略)
 維持管理課
 (1) 土木施設の維持及び修繕工事の執行に関する事項(治水・港湾課の所管に属する事項を除く。)
 (2)・(3) (略)
 道路課・治水・港湾課 (略)
 ダム建設課
第6項に規定する地域整備部ダム建設課の分掌事務
 ダム管理課 (略)

10・11 (略)

12 佐渡地域振興局の部、センター及び課の分掌事務は、次のとおりとする。
 企画振興部～農林水産振興部 (略)
 地域整備部
 庶務課～計画調整課 (略)
 維持管理課
 (1) 土木施設の維持及び修繕工事の執行に関する事項(港湾課及び漁港課の所管に属する事項を除く。)
 (2)・(3) (略)
 道路課～漁港課 (略)

13～15 (略)

16 新潟地域振興局津川地区振興事務所の課の分掌事務は、次のとおりとする。
 総務課～維持管理課 (略)
 土木整備課
 (1)～(3) (略)
 (4) 河川改修工事及びダムの建設工事の執行に関する事項
 (5)～(7) (略)
 林業振興課・森林施設課 (略)

17～23 (略)

(分掌事務)

第92条 保健環境科学研究所の課及び室の分掌事務は、次のとおりとする。

<p>総務課 (略) 調査研究室 (1)～(11) (略) <u>(12) 気候変動適応に関する事項</u></p> <p>(組織) 第133条 農業総合研究所に次の部、課、室及び係を置く。 管理部 (略) <u>企画経営部</u> 企画調整室 <u>連携推進室</u> 基盤研究部 アグリ・フーズバイオ研究部 2～5 (略)</p> <p>(分掌事務) 第134条 農業総合研究所の部、課及び室の分掌事務は、次のとおりとする。 管理部 (略) <u>企画経営部</u> 企画調整室 (1) <u>試験研究の企画調整及び進捗管理に関する事項</u> (2) <u>農業及び食品に関する研究成果の管理に関する事項</u> (3) (略) (4) (略) <u>連携推進室</u> (1) <u>経営的視点に基づいた農業技術の評価及び経営研究に関する事項</u> (2) <u>農業及び食品産業の革新的技術開発に係る産学官連携に関する事項</u> (3) <u>各研究センター及び各農業技術センターとの研究業務の連絡調整に関する事項</u> (4) <u>開発技術の情報発信及び知的財産権管理に関する事項</u> 基盤研究部・アグリ・フーズバイオ研究部 (略) 2～8 (略)</p> <p>(部長等) 第165条 部(知事政策局、防災局、観光局、交通政策局及び出納局を含む。以下この節において同じ。)に部長(知事政策局長、防災局長、<u>観光局長</u>、交通政策局長及び出納局長を含む。以下この節において同じ。)を置く。 2～4 (略) 5 部に副部長(知事政策局、<u>観光局</u>、交通政策局</p>	<p>総務課 (略) 調査研究室 (1)～(11) (略)</p> <p>(組織) 第133条 農業総合研究所に次の部、課、室及び係を置く。 管理部 (略) <u>企画情報部</u> 企画調整室 <u>研究情報室</u> 基盤研究部 アグリ・フーズバイオ研究部 2～5 (略)</p> <p>(分掌事務) 第134条 農業総合研究所の部、課及び室の分掌事務は、次のとおりとする。 管理部 (略) <u>企画情報部</u> 企画調整室 (1) 試験研究の企画調整に関する事項 (2) (略) (3) <u>各研究センター及び各農業技術センターとの研究業務の連絡調整に関する事項</u> (4) (略) <u>研究情報室</u> (1) <u>農業に係る情報化の研究及び情報管理に関する事項</u> (2) <u>農業及び食品に関する研究成果の管理に関する事項</u> (3) <u>農業経営の合理化及び農畜産物の流通の研究に関する事項</u> 基盤研究部・アグリ・フーズバイオ研究部 (略) 2～8 (略)</p> <p>(部長等) 第165条 部(知事政策局、防災局、交通政策局及び出納局を含む。以下この節において同じ。)に部長(知事政策局長、防災局長、交通政策局長及び出納局長を含む。以下この節において同じ。)を置く。 2～4 (略) 5 部に副部長(知事政策局、交通政策局及び出納</p>
--	---

及び出納局にあつては、副局長。次項において同じ。)を置くことができる。

6～8 (略)

(新産業企画監)

第166条 産業労働部に新産業企画監を置くことができる。

2 (略)

第167条 削除

(国際企画主幹等)

第170条の2 (略)

2 (略)

3 知事政策局国際課に韓国室長、ロシア室長及び中国室長を置くことができる。

(人事調査員)

第174条の2 総務管理部人事課に人事調査員を置くことができる。

(総括政策企画員等)

第177条 (略)

2 知事政策局政策課、広報広聴課、行政改革・評価室及び国際課、総務管理部大学・私学振興課、地域政策課及び情報政策課、県民生活・環境部県民生活課、新潟暮らし推進課、文化振興課、スポーツ課、震災復興支援課及び環境企画課、防災局防災企画課、福祉保健部福祉保健課、医務薬事課、基幹病院整備室、高齢福祉保健課、障害福祉課及び少子化対策課、産業労働部産業政策課、創業・経営支援課、産業振興課、商業・地場産業振興課及び労政雇用課、観光局観光企画課及び国際観光推進課、農林水産部農業総務課、農産園芸課、食品・流通課及び治山課、農地部農地管理課、土木部監理課、技術管理課、都市局都市政策課、都市局都市整備課及び都市局下水道課並びに交通政策局交通政策課、港湾振興課及び空港課に政策企画員を置く。

(船長等)

第180条 農林水産部水産課に弥彦丸船長を置く。

2 農林水産部水産課に漁業調整員、弥彦丸機関長、弥彦丸一等航海士、弥彦丸一等機関士及び弥彦丸通信長を置くことができる。

(船長等)

局にあつては、副局長。次項において同じ。)を置くことができる。

6～8 (略)

(新産業企画監)

第166条 産業労働観光部に新産業企画監を置くことができる。

2 (略)

(観光局長)

第167条 産業労働観光部観光局に観光局長を置く。

2 観光局長は、部長の命を受けて観光局が所管する課の事務を処理する。

(国際企画主幹)

第170条の2 (略)

2 (略)

(統計企画員)

第174条の2 総務管理部統計課に統計企画員を置く。

(総括政策企画員等)

第177条 (略)

2 知事政策局政策課、広報広聴課、行政改革・評価室及び国際課、総務管理部大学・私学振興課、地域政策課及び情報政策課、県民生活・環境部新潟暮らし推進課、文化振興課、スポーツ課、震災復興支援課及び環境企画課、防災局防災企画課、福祉保健部福祉保健課、医務薬事課、基幹病院整備室、高齢福祉保健課、障害福祉課及び少子化対策課、産業労働観光部産業政策課、産業振興課、商業・地場産業振興課、労政雇用課、観光局観光企画課及び観光局国際観光推進課、農林水産部農業総務課、食品・流通課及び治山課、農地部農地管理課、土木部監理課、技術管理課、都市局都市政策課、都市局都市整備課及び都市局下水道課並びに交通政策局交通政策課、港湾振興課及び空港課に政策企画員を置く。

(漁業調整員等)

第180条 農林水産部水産課に漁業調整員及び弥彦丸船長を置く。

2 農林水産部水産課に弥彦丸機関長、弥彦丸一等航海士、弥彦丸一等機関士及び弥彦丸通信長を置くことができる。

(船長等)

第205条 (略) 2 (略) 3 佐渡地域振興局農林水産振興部の漁政課に漁業調整員を置くことができる。	第205条 (略) 2 (略) 3 佐渡地域振興局農林水産振興部の漁政課に漁業調整員を置く。
--	--

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

訓 令

◎新潟県訓令第6号

本 庁
地 域 機 関

新潟県事務決裁規程（昭和35年3月新潟県訓令第8号）の一部を次のように改正し、平成31年4月1日から実施する。ただし、別表第4土木部監理課の部の改正は、同年6月1日から実施する。

平成31年3月29日

新潟県知事 花 角 英 世

次の表の改正前の欄中条、項、別表の号及び別表の細目の号の表示に下線が引かれた条、項、別表の号及び別表の細目の号（以下「移動条等」という。）に対応する次の表の改正後の欄中条、項、別表の号及び別表の細目の号の表示に下線が引かれた条、項、別表の号及び別表の細目の号（以下「移動後条等」という。）が存在する場合には当該移動条等を当該移動後条等とし、移動条等に対応する移動後条等が存在しない場合には当該移動条等（以下「削除条等」という。）を削り、移動後条等に対応する移動条等が存在しない場合には当該移動後条等（以下「追加条等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条、項、別表の号及び別表の細目の号の表示並びに削除条等を除く。以下「改正部分」という。）に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条、項、別表の号及び別表の細目の号の表示並びに追加条等を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正表」という。）に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正後表」という。）が存在する場合には当該改正表を当該改正後表に改め、改正表に対応する改正後表が存在しない場合には当該改正表を削り、改正後表に対応する改正表が存在しない場合には当該改正後表を加える。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">（部長共通の専決事項）</p> <p>第4条 部長（知事政策局長、防災局長、<u>観光局長</u>、交通政策局長及び出納局長を含む。以下同じ。）共通の専決事項は、別表第2のとおりとする。</p> <p>第4条の4 （略）</p> <p>第4条の5及び第4条の6 <u>削除</u></p>	<p style="text-align: center;">（部長共通の専決事項）</p> <p>第4条 部長（知事政策局長、防災局長、交通政策局長及び出納局長を含む。以下同じ。）共通の専決事項は、別表第2のとおりとする。</p> <p>第4条の4 （略）</p> <p>第4条の5 <u>削除</u></p> <p style="text-align: center;">（観光局長の専決事項）</p> <p>第4条の6 <u>第4条の規定にかかわらず、次に掲げる事項は、観光局長が専決するものとする。</u></p> <p><u>(1) 産業労働観光部観光局が所管する課（以下「観光局所管課」という。）の部長専決事項（別表第2第1号から第5号までに掲げる事項（産業労働観光部長の指定するものを除く。）に限る。）</u></p> <p><u>(2) 観光局長の旅行（5日以上の旅行を除く。次号において同じ。）の命令をすること。</u></p> <p><u>(3) 観光局長の旅行の復命を受けること。</u></p> <p><u>(4) 観光局長の休暇等の承認等をすること。</u></p> <p><u>(5) 一般職員勤務時間条例第6条の規定による観光局長の週休日の振替又は半日勤務時間の割振り変更を行うこと。</u></p> <p><u>(6) 一般職員勤務時間条例第11条第1項の規定による観光局長の代休日の指定を行うこと。</u></p> <p><u>(7) 観光局長の当直勤務の命令をすること。</u></p>

(参事等の専決事項)

第5条の8 課 (課又はセンターに置く室以外の室及び課に置くセンター以外のセンターを含む。以下同じ。)に置かれる参事(情報主幹を含む。)及び副参事(行政調査員、法務調整員、財政調整員、人事調査員、総括政策企画員、政策企画員、危機対策専門員、企画監査員、建築調整員、主席検査員及び会計調査員を含む。)は、第5条に規定する課長専決事項(別表第3第2号から第10号まで及び第31号に掲げる事項に限る。)及び第6条第1項に規定する課長専決事項のうち、当該課長の指定する事項について専決するものとする。

(部長、課長等の個別的専決事項)

第6条 (略)

2 前項の規定にかかわらず、都市局所管課の部長専決事項は、土木部長の指定するものを除き、都市局長が専決するものとする。

(部長の権限の代決)

第10条 部長が不在のときは、その事務を担当する副部長又は次長(以下「主務副部長等」という。)(土木部にあつては都市局長又は主務副部長等(都市局所管課の事項については都市局長を優先し、その他の事項については主務副部長等に限る。))がその事務を代決する。

2 部長及び主務副部長等がともに不在のとき(土木部都市局所管課の事項については部長、都市局長及び主務副部長等がともに不在のとき)は、その事務を分掌する課長(以下別表第3までにおいて「主務課長」という。)がその事務を代決する。

3 部長、主務副部長等及び主務課長がともに不在のとき(土木部都市局所管課の事項については部長、都市局長、主務副部長等及び主務課長がともに不在のとき)は、主務副部長等以外の副部長又は次長がその事務を代決する。

4 部長、都市局長、副部長、次長及び主務課長がともに不在のときは、その部又は局の課長(順序は、行政組織規則第6条から第7条までの規定に

(参事等の専決事項)

第5条の8 課 (課又はセンターに置く室以外の室及び課に置くセンター以外のセンターを含む。以下同じ。)に置かれる参事(情報主幹を含む。)及び副参事(行政調査員、法務調整員、財政調整員、統計企画員、総括政策企画員、政策企画員、危機対策専門員、企画監査員、建築調整員、主席検査員及び会計調査員を含む。)は、第5条に規定する課長専決事項(別表第3第2号から第10号まで及び第31号に掲げる事項に限る。)及び第6条第1項に規定する課長専決事項のうち、当該課長の指定する事項について専決するものとする。

(部長、課長等の個別的専決事項)

第6条 (略)

2 前項の規定にかかわらず、観光局所管課の部長専決事項は、産業労働観光部長の指定するものを除き、観光局長が専決するものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、都市局所管課の部長専決事項は、土木部長の指定するものを除き、都市局長が専決するものとする。

(部長の権限の代決)

第10条 部長が不在のときは、その事務を担当する副部長又は次長(以下「主務副部長等」という。)(産業労働観光部にあつては観光局長又は主務副部長等(観光局所管課の事項については観光局長を優先し、その他の事項については主務副部長等に限る。)、土木部にあつては都市局長又は主務副部長等(都市局所管課の事項については都市局長を優先し、その他の事項については主務副部長等に限る。))がその事務を代決する。

2 部長及び主務副部長等がともに不在のとき(産業労働観光部観光局所管課の事項については部長、観光局長及び主務副部長等がともに不在のとき、土木部都市局所管課の事項については部長、都市局長及び主務副部長等がともに不在のとき)は、その事務を分掌する課長(以下別表第3までにおいて「主務課長」という。)がその事務を代決する。

3 部長、主務副部長等及び主務課長がともに不在のとき(産業労働観光部観光局所管課の事項については部長、観光局長、主務副部長等及び主務課長がともに不在のとき、土木部都市局所管課の事項については部長、都市局長、主務副部長等及び主務課長がともに不在のとき)は、主務副部長等以外の副部長又は次長がその事務を代決する。

4 部長、観光局長、都市局長、副部長、次長及び主務課長がともに不在のときは、その部又は局の課長(順序は、行政組織規則第6条から第7条ま

掲げる課の順序とし、都市局所管課の事項については都市局所管課を優先し、都市局所管課以外の課の事項については都市局所管課以外の課を優先する。)がその事務を代決する。

第10条の2及び第10条の3 削除

(課長の権限の代決)

第11条 (略)

2 課長及び課長補佐がともに不在のときは、課に置く室及びセンター以外の課の事項については、その事務を担当する係長又は副参事(行政調査員、法務調整員、財政調整員、人事調査員、総括政策企画員、政策企画員、危機対策専門員、企画監査員、建築調整員、主席検査員及び会計調査員を含む。第4項、次条及び第11条の3において同じ。)がその事務を代決する。

3・4 (略)

別表第2 (第4条関係)

部長共通専決事項

(1)～(10) (略)

(11) 部長及び部長相当職の職員(課長を兼ねる職員を除く。次号から第16号までにおいて同じ。)の旅行並びに参加、広報監、都市局長、副部長、情報企画監、原子力安全広報監、新産業企画監、次長、主管課に置かれる課長、総括政策監、政策監及び総務管理部参事の5日以上の旅行の命令をすること。

(12) 部長及び部長相当職の職員の旅行並びに参加、広報監、都市局長、副部長、情報企画監、原子力安全広報監、新産業企画監、次長、主管課に置かれる課長、総括政策監、政策監及び総務管理部参事の5日以上の旅行の復命を受けること。

(13) 部長及び部長相当職の職員の休暇、部分休

での規定に掲げる課の順序とし、観光局所管課事項については観光局所管課を優先し、観光局所管課以外の課の事項については観光局所管課以外の課を優先し、都市局所管課の事項については都市局所管課を優先し、都市局所管課以外の課の事項については都市局所管課以外の課を優先する。)がその事務を代決する。

第10条の2 削除

(観光局長の権限の代決)

第10条の3 観光局長が不在のときは、主務課長がその事務を代決する。

2 観光局長及び主務課長がともに不在のときは、副部長又は次長がその事務を代決する。

3 観光局長、副部長、次長及び主務課長がともに不在のときは、行政組織規則第6条の6に掲げる課の順序(観光局所管課を優先する。)により、産業労働観光部の課長がその事務を代決する。

(課長の権限の代決)

第11条 (略)

2 課長及び課長補佐がともに不在のときは、課に置く室及びセンター以外の課の事項については、その事務を担当する係長又は副参事(行政調査員、法務調整員、財政調整員、統計企画員、総括政策企画員、政策企画員、危機対策専門員、企画監査員、建築調整員、主席検査員及び会計調査員を含む。第4項、次条及び第11条の3において同じ。)がその事務を代決する。

3・4 (略)

別表第2 (第4条関係)

部長共通専決事項

(1)～(10) (略)

(11) 部長及び部長相当職の職員(課長を兼ねる職員を除く。次号から第16号までにおいて同じ。)の旅行並びに参加、広報監、観光局長、都市局長、副部長、情報企画監、原子力安全広報監、新産業企画監、次長、主管課に置かれる課長、総括政策監、政策監及び総務管理部参事の5日以上の旅行の命令をすること。

(12) 部長及び部長相当職の職員の旅行並びに参加、広報監、観光局長、都市局長、副部長、情報企画監、原子力安全広報監、新産業企画監、次長、主管課に置かれる課長、総括政策監、政策監及び総務管理部参事の5日以上の旅行の復命を受けること。

(13) 部長及び部長相当職の職員の休暇、部分休

業、修学部分休業及び職務専念義務の免除（結核性疾病に係るもののうち1日を単位とするもの及び知事が指定する団体等の地位との兼職に係るものを除く。以下「休暇等」という。）並びに参加、広報監、都市局長、副部長、情報企画監、原子力安全広報監、新産業企画監、次長、主管課に置かれる課長、総括政策監、政策監及び総務管理部参事の5日以上の休暇等（夏季休暇を除き、研修及び兼職の場合にあつては、4日以内のものを含む。）の承認等を行うこと（研修及び兼職の場合にあつては、総務管理部長及び人事課長に合議すること。）。

(14)～(21) (略)

別表第4（第6条関係）

(略)

総務管理部

(略)

総務事務センター	
部長専決事項	センター長専決事項
(略)	(1)～(3) (略) (4) 職員の扶養親族届に関する扶養親族としての要件の有無について確認し認定をすること。 (5) (略) (6) 職員の児童手当の受給資格及び額の認定をすること。 (7)・(8) (略)

県民生活・環境部

県民生活課

部長専決事項	課長専決事項
(1) <u>生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律（昭和48年法律第48号）第4条第4項の規定により、裁定を行うこと。</u> (2) (略) (3) (略)	(1)・(2) (略) (3) <u>消費生活協同組合法（昭和23年法律第200号）第12条第6項の規定による措置をとるべきことを命ずること。</u> (4) <u>家庭用品品質表示法（昭和37年法律第104号）第4条第1項の規定により、家庭用品の表示事項又は遵守事項に係る指示をすること。</u>

業、修学部分休業及び職務専念義務の免除（結核性疾病に係るもののうち1日を単位とするもの及び知事が指定する団体等の地位との兼職に係るものを除く。以下「休暇等」という。）並びに参加、広報監、観光局長、都市局長、副部長、情報企画監、原子力安全広報監、新産業企画監、次長、主管課に置かれる課長、総括政策監、政策監及び総務管理部参事の5日以上の休暇等（夏季休暇を除き、研修及び兼職の場合にあつては、4日以内のものを含む。）の承認等を行うこと（研修及び兼職の場合にあつては、総務管理部長及び人事課長に合議すること。）。

(14)～(21) (略)

別表第4（第6条関係）

(略)

総務管理部

(略)

総務事務センター	
部長専決事項	センター長専決事項
(略)	(1)～(3) (略) (4) 職員の扶養親族届に関する扶養親族としての要件の有無 <u>及び配偶者の有無</u> について確認し認定をすること。 (5) (略) (6) 職員の児童手当 <u>及び子ども手当</u> の受給資格及び額の認定をすること。 (7)・(8) (略)

県民生活・環境部

県民生活課

部長専決事項	課長専決事項
(1) (略) (2) (略)	(1)・(2) (略)

<p>(5) <u>家庭用品品質表示法第10条第2項の規定により、適当な措置をとること。</u></p> <p>(6) <u>国民生活安定緊急措置法（昭和48年法律第121号）第6条第2項の規定により、標準価格等を表示すべきことを指示すること。</u></p> <p>(7) <u>新潟県消費生活の安定及び向上に関する条例（昭和52年新潟県条例第44号）第16条第1項の規定により、消費者苦情を委員会の調停に付すること。</u></p>	
--	--

消費者行政課	
部長専決事項	課長専決事項
<p>生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律（昭和48年法律第48号）第4条第4項の規定により、裁定を行うこと。</p>	<p>(1) 消費生活協同組合法（昭和23年法律第200号）第12条第6項の規定による措置をとるべきことを命ずること。</p> <p>(2) 家庭用品品質表示法（昭和37年法律第104号）第4条第1項の規定により、家庭用品の表示事項又は遵守事項に係る指示をすること。</p> <p>(3) 家庭用品品質表示法第10条第2項の規定により、適当な措置をとること。</p> <p>(4) 国民生活安定緊急措置法（昭和48年法律第121号）第6条第2項の規定により、標準価格等を表示すべきことを指示すること。</p> <p>(5) 新潟県消費生活の安定及び向上に関する条例（昭和52年新潟県条例第44号）第16条第1項の規定に</p>

(略)

(略)

産業労働部

産業政策課

部長専決事項

課長専決事項

(1) (略)

(2) (略)

(3) (略)

より、消費者苦情を
委員会の調停に付す
ること。

(略)

(略)

産業労働観光部

産業政策課

部長専決事項

課長専決事項

(1) 中小企業等協同組
合法(昭和24年法律
第181号)第9条の2
の2(同法第9条の
9第5項において準
用する場合を含む。)
の規定により、中小
企業調停審議会に諮
問し、団体協約につ
いてのあつせん又は
調停を行うこと。

(2) 商工会法(昭和35
年法律第89号)第53
条(同法第58条第6
項において準用する
場合を含む。)の規定
による商工会又は商
工会連合会の清算人
の選任をすること。

(3) (略)

(4) (略)

(5) (略)

(1) 中小企業支援法
(昭和38年法律第
147号)第4条第1項
の規定により、中小
企業支援事業の実施
に関する計画を定め
ること(産業政策課
の所管事項に係るも
のに限る。)

(2) 中小企業支援事業
の実施に関する基準
を定める省令(昭和
38年通商産業省令第
123号)第4条第4項
の規定により診断を
実施し、及び同条第
5項の規定により診
断報告書を交付する
こと(産業政策課の
所管事項に係るもの
に限る。)

(3) 中小企業支援事業
の実施に関する基準
を定める省令第4条
第7項の規定によ
り、診断報告書の内
容の実施等に関する
助言を行うこと(産
業政策課の所管事項
に係るものに限る。)

(4) 貸金業法(昭和58
年法律第32号)第6
条第1項の規定によ
り、貸金業者の登録
を拒否すること。

(5) 独立行政法人中小
企業基盤整備機構法
(平成14年法律第
147号)第15条第1項
第3号に規定する中
小企業高度化資金貸

付事業に関する事業
計画を作成すること
(産業政策課の所管
事項に係るものに限
る。)

創業・経営支援課

部長専決事項	課長専決事項
<p>(1) 中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号)第9条の2の2(同法第9条の9第5項において準用する場合を含む。)の規定により、中小企業調停審議会に諮問し、団体協約についてのあつせん又は調停を行うこと。</p> <p>(2) 商工会法(昭和35年法律第89号)第53条(同法第58条第6項において準用する場合を含む。)の規定による商工会又は商工会連合会の清算人の選任をすること。</p>	<p>(1) 中小企業支援法(昭和38年法律第147号)第4条第1項の規定により、中小企業支援事業の実施に関する計画を定めること(創業・経営支援課の所管事項に係るものに限る。)</p> <p>(2) 中小企業支援事業の実施に関する基準を定める省令(昭和38年通商産業省令第123号)第4条第4項の規定により診断を実施し、及び同条第5項の規定により診断報告書を交付すること(創業・経営支援課の所管事項に係るものに限る。)</p> <p>(3) 中小企業支援事業の実施に関する基準を定める省令第4条第7項の規定により、診断報告書の内容の実施等に関する助言を行うこと(創業・経営支援課の所管事項に係るものに限る。)</p> <p>(4) 貸金業法(昭和58年法律第32号)第6条第1項の規定により、貸金業者の登録を拒否すること。</p> <p>(5) 独立行政法人中小企業基盤整備機構法(平成14年法律第147号)第15条第1項第3号に規定する中小企業高度化資金貸</p>

付事業に関する事業
計画を作成すること
(創業・経営支援課
の所管事項に係るも
のに限る。)

(略)

(略)

観光企画課	
部長専決事項	課長専決事項
総合保養地域整備法 (昭和62年法律第71 号)第5条第3項(同 法第6条第2項におい て準用する場合を含 む。)の規定により、基 本構想について関係市 町村に協議すること。	旅行業法(昭和27年 法律第239号)第7条 第4項(同法第9条第 2項において準用する 場合を含む。)の規定に より、国内旅行業に係 る営業保証金を供託し た旨の届出をすべき旨 の催告をすること。

国際観光推進課	
部長専決事項	課長専決事項
	(1) 通訳案内士法(昭 和24年法律第210 号)第21条第1項の 規定により、全国通 訳案内士の登録を拒 否すること。 (2) 通訳案内士法第25 条第1項及び第2項 の規定により、全国 通訳案内士の登録を 取り消すこと。 (3) 通訳案内士法第25 条第3項の規定によ り、全国通訳案内士 の登録を取り消し、 又は期間を定めて全 国通訳案内士の名称 の使用の停止を命ず ること。 (4) 通訳案内士法第26 条の規定により、全 国通訳案内士の登録 を消除すること。

観光局

観光企画課	
局長専決事項	課長専決事項
総合保養地域整備法 (昭和62年法律第71 号)第5条第3項(同	旅行業法(昭和27年 法律第239号)第7条 第4項(同法第9条第

法第6条第2項において準用する場合を含む。)の規定により、基本構想について関係市町村に協議すること。	2項において準用する場合を含む。)の規定により、国内旅行業に係る営業保証金を供託した旨の届出をすべき旨の催告をすること。
--	--

国際観光推進課	
局長専決事項	課長専決事項
	(1) 通訳案内士法(昭和24年法律第210号)第21条第1項の規定により、全国通訳案内士の登録を拒否すること。 (2) 通訳案内士法第25条第1項及び第2項の規定により、全国通訳案内士の登録を取り消すこと。 (3) 通訳案内士法第25条第3項の規定により、全国通訳案内士の登録を取り消し、又は期間を定めて全国通訳案内士の名称の使用の停止を命ずること。 (4) 通訳案内士法第26条の規定により、全国通訳案内士の登録を消除すること。

農林水産部
(略)

地域農政推進課	
部長専決事項	課長専決事項
(1)～(9) (略)	(略)
(10) 農地法第41条第3項の規定により、裁定をした旨を当該裁定の申請をした者に通知し、及びこれを公告すること。	
(11)・(12) (略)	

(略)
農地部

農地管理課	
部長専決事項	課長専決事項
(略)	(1) 農地法第4条第1

農林水産部
(略)

地域農政推進課	
部長専決事項	課長専決事項
(1)～(9) (略)	(略)
(10) 農地法第43条第3項の規定により、裁定をした旨を当該裁定の申請をした者に通知し、及びこれを公告すること。	
(11)・(12) (略)	

(略)
農地部

農地管理課	
部長専決事項	課長専決事項
(略)	

項の規定による農地の転用の許可をすること（三条、魚沼及び南魚沼地域振興局の農業振興部長及び農林振興部長の専決事項を除く。次号から第4号まで、第6号、第7号、第11号及び第12号において同じ。）。

(2) 農地法第4条第8項の規定による農地の転用の協議を受けること。

(3) 農地法第5条第1項の規定による農地又は採草放牧地の転用のための権利の設定又は移転の許可をすること。

(4) 農地法第5条第4項の規定による農地又は採草放牧地の転用のための権利の取得の協議を受けること。

(5) (略)

(6) 農地法第51条第1項の規定により、違反転用に対する処分をすること。

(7) 農地法第51条第2項の規定により、命令書を交付すること。

(8) (略)

(9) (略)

(10) (略)

(11) 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律（平成25年法律第81号）第7条第4項第1号の規定による設備整備計画の同意をすること。

(12) 農林漁業の健全な発展と調和のとれ

(1) (略)

(2) (略)

(3) (略)

(4) (略)

	<p><u>た再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律第8条第4項において準用する同法第7条第4項第1号の規定による設備整備計画の変更の同意をすること。</u></p>		
(略)		(略)	
土木部		土木部	
監理課		監理課	
部長専決事項	課長専決事項	部長専決事項	課長専決事項
<p>(1)～(7) (略)</p> <p><u>(8) 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法(平成30年法律第49号)第13条第1項の規定により、土地等使用権等の取得についての裁定をすること。</u></p> <p><u>(9) 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法第19条第3項の規定により、土地等使用権の存続期間の延長についての裁定をすること。</u></p> <p><u>(10) 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法第32条第1項又は第37条第3項の規定により、特定所有者不明土地の収用又は使用についての裁定をすること。</u></p>	(略)	(1)～(7) (略)	(略)
(略)		(略)	
道路管理課		道路管理課	
部長専決事項	課長専決事項	部長専決事項	課長専決事項
(略)	<p>(1)～(2)の2 (略)</p> <p><u>(2)の3 道路法第39条の9(同法第91条第2項において準用する場合を含む。)の規定により、必要な措置を講ずべきことを命ずること(課長</u></p>	(略)	(1)～(2)の2 (略)

<p>(略)</p> <p>(略)</p>	<p><u>専決に関するものに限る。)</u>。</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>(4)の2 <u>道路法第48条の20の規定により、利便施設協定の締結をすること。</u></p> <p>(5) (略)</p> <p>(5)の2 <u>道路法第72条の2第1項(同法第91条第2項において準用する場合を含む。)の規定により、必要な報告をさせ、又は職員に立入検査をさせること(課長専決に関するものに限る。)</u>。</p> <p>(6)～(14) (略)</p>	<p>(略)</p> <p>(略)</p>	<p>(3)・(4) (略)</p> <p>(4)の2 <u>道路法第48条の17の規定により、利便施設協定の締結をすること。</u></p> <p>(5) (略)</p> <p>(6)～(14) (略)</p>
<p>別表第5 (第14条の2 関係)</p> <p>(略)</p> <p>地域振興局の農林振興部長、農業振興部長及び農村整備部長専決事項</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p>		<p>別表第5 (第14条の2 関係)</p> <p>(略)</p> <p>地域振興局の農林振興部長、農業振興部長及び農村整備部長専決事項</p> <p>(1) <u>農地法第4条第1項の規定による農地の転用の許可をすること。</u></p> <p>(2) <u>農地法第4条第8項の規定による農地の転用の協議を受けること。</u></p> <p>(3) <u>農地法第5条第1項の規定による農地又は採草放牧地の転用のための権利の設定又は移転の許可をすること。</u></p> <p>(4) <u>農地法第5条第4項の規定による農地又は採草放牧地の転用のための権利の取得の協議を受けること。</u></p> <p>(5) <u>農地法第51条第1項の規定により、違反転用に対する処分をすること。</u></p> <p>(6) <u>農地法第51条第2項の規定により、命令書を交付すること。</u></p> <p>(7) (略)</p> <p>(8) (略)</p> <p>(9) <u>農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律(平成25年法律第81号)第7条第4項第1号の規定による設備整備計画の同意をすること。</u></p> <p>(10) <u>農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律第8条第4項において準用する同法第7条第4項第1号の規定による設備整備計画の変更の同意をすること。</u></p>	

(3) (略)

三條、魚沼及び南魚沼地域振興局の農業振興部長及び農林振興部長専決事項

- (1) 農地法第4条第1項の規定による農地の転用の許可をすること。
- (2) 農地法第4条第8項の規定による農地の転用の協議を受けること。
- (3) 農地法第5条第1項の規定による農地又は採草放牧地の転用のための権利の設定又は移転の許可をすること。
- (4) 農地法第5条第4項の規定による農地又は採草放牧地の転用のための権利の取得の協議を受けること。
- (5) 農地法第51条第1項の規定により、違反転用に対する処分をすること。
- (6) 農地法第51条第2項の規定により、命令書を交付すること。
- (7) 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律第7条第4項第1号の規定による設備整備計画の同意をすること。
- (8) 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律第8条第4項において準用する同法第7条第4項第1号の規定による設備整備計画の変更の同意をすること。

(略)

佐渡地域振興局農林水産振興部副部長(水産振興担当)専決事項

- (1)～(5)の10 (略)
- (5)の11 新潟県沿岸漁業改善資金貸付規則(昭和54年新潟県規則第59号) 第11条の規定により、借受人に対し報告を求め、又は職員をして調査させること。

(6)～(26) (略)

佐渡地域振興局農林水産振興部副部長(農村振興担当)専決事項

(11) (略)

(略)

佐渡地域振興局農林水産振興部副部長(水産振興担当)専決事項

- (1)～(5)の10 (略)
- (5)の11 新潟県沿岸漁業改善資金貸付規則(昭和54年新潟県規則第59号) 第12条の規定により、借受人に対し報告を求め、又は職員をして調査させること。

(6)～(26) (略)

佐渡地域振興局農林水産振興部副部長(農村振興担当)専決事項

- (1) 農地法第4条第1項の規定による農地の転用の許可をすること。
- (2) 農地法第4条第8項の規定による農地の転用の協議を受けること。
- (3) 農地法第5条第1項の規定による農地又は採草放牧地の転用のための権利の設定又は移転の許可をすること。
- (4) 農地法第5条第4項の規定による農地又は採草放牧地の転用のための権利の取得の協議を受けること。
- (5) 農地法第51条第1項の規定により、違反転用に対する処分をすること。
- (6) 農地法第51条第2項の規定により、命令書を交付すること。

- (1) (略)
- (2) (略)

- (3) (略)
- (略)

別表第 6 (第15条関係)

- (1)・(2) (略)
- (3) 地域振興局の部長、副部長、課長等の個別専決事項

専決権限を有する者	専 決 事 項
(略)	
県税部 副 部 長 (村上収 税担当、 新潟庶務 ・課税担 当、新潟 収 税 担 当、新津 収 税 担 当、柏崎 収 税 担 当、十日 町収税担 当及び糸 魚川収税 担当を除 く。)	(1) (略) (2) 直税関係 ア～ソ (略) タ 新潟県県税条例第57条第1項又は附則第19条の5第1項の規定により、普通徴収に係る自動車税の課税免除をすること。 チ～ヘ (略) (3) (略) (4) 収税関係 ア 地方税法の規定により、国税徴収法(昭和34年法律第147号)第47条の差押え(即時に引渡しを受け、又は取立てを行うものに限る。)及び同法第79条の差押えの解除をすること。 イ (略) ウ 地方税法の規定により、国税徴収法第86条の参加差押え及び同法第88条の参加差押えの解除をすること。 エ～ス (略)
県税部 副 部 長 (村上収 税担当、 新津収税	(1) (略) (2) 直税関係 ア 新潟県県税条例第57条第1項又は附則第19条の5第1項の規定により、普通徴収に係

- (7) (略)
- (8) (略)
- (9) 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律第7条第4項第1号の規定による設備整備計画の同意をすること。
- (10) 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律第8条第4項において準用する同法第7条第4項第1号の規定による設備整備計画の変更の同意をすること。
- (11) (略)
- (略)

別表第 6 (第15条関係)

- (1)・(2) (略)
- (3) 地域振興局の部長、副部長、課長等の個別専決事項

専決権限を有する者	専 決 事 項
(略)	
県税部 副 部 長 (村上収 税担当、 新潟庶務 ・課税担 当、新潟 収 税 担 当、新津 収 税 担 当、柏崎 収 税 担 当、十日 町収税担 当及び糸 魚川収税 担当を除 く。)	(1) (略) (2) 直税関係 ア～ソ (略) タ 新潟県県税条例第57条第1項の規定により、普通徴収に係る自動車税の課税免除をすること。 チ～ヘ (略) (3) (略) (4) 収税関係 ア 地方税法の規定により、国税徴収法(昭和34年法律第147号)第47条の差押(即時に引渡しを受け、又は取立てを行うものに限る。)及び同法第79条の差押の解除をすること。 イ (略) ウ 地方税法の規定により、国税徴収法第86条の参加差押及び同法第88条の参加差押の解除をすること。 エ～ス (略)
県税部 副 部 長 (村上収 税担当、 新津収税	(1) (略) (2) 直税関係 ア 新潟県県税条例第57条第1項の規定により、普通徴収に係る自動車税の課税免除をす

担当、柏崎収税担当、十日町収税担当及び糸魚川収税担当に限る。	る自動車税の課税免除をすること。 イ・ウ (略) (3) (略) (4) 収税関係 ア 地方税法の規定により、国税徴収法第47条の <u>差押え</u> (即時に <u>引渡し</u> を受け、又は <u>取立て</u> を行うものに限る。)及び同法第79条の <u>差押え</u> の解除をすること。 イ (略) ウ 地方税法の規定により、国税徴収法第86条の <u>参加差押え</u> 及び同法第88条の <u>参加差押え</u> の解除をすること。 エ～ス (略)	担当、柏崎収税担当、十日町収税担当及び糸魚川収税担当に限る。	ること。 イ・ウ (略) (3) (略) (4) 収税関係 ア 地方税法の規定により、国税徴収法第47条の <u>差押</u> (即時に <u>引渡し</u> を受け、又は <u>取立</u> を行うものに限る。)及び同法第79条の <u>差押</u> の解除をすること。 イ (略) ウ 地方税法の規定により、国税徴収法第86条の <u>参加差押</u> 及び同法第88条の <u>参加差押</u> の解除をすること。 エ～ス (略)
(略)		(略)	
県税部 副部長 (新潟収税担当に限る。)	(1) 直税関係 ア 新潟県県税条例第57条第1項又は附則第19条の5第1項の規定により、普通徴収に係る自動車税の課税免除をすること。 イ・ウ (略) (2) 収税関係 ア 地方税法の規定により、国税徴収法第47条の <u>差押え</u> (即時に <u>引渡し</u> を受け、又は <u>取立て</u> を行うものに限る。)及び同法第79条の <u>差押え</u> の解除をすること。 イ (略) ウ 地方税法の規定により、国税徴収法第86条の <u>参加差押え</u> 及び同法第88条の <u>参加差押え</u> の解除をすること。 エ～ス (略)	県税部 副部長 (新潟収税担当に限る。)	(1) 直税関係 ア 新潟県県税条例第57条第1項の規定により、普通徴収に係る自動車税の課税免除をすること。 イ・ウ (略) (2) 収税関係 ア 地方税法の規定により、国税徴収法第47条の <u>差押</u> (即時に <u>引渡し</u> を受け、又は <u>取立</u> を行うものに限る。)及び同法第79条の <u>差押</u> の解除をすること。 イ (略) ウ 地方税法の規定により、国税徴収法第86条の <u>参加差押</u> 及び同法第88条の <u>参加差押</u> の解除をすること。 エ～ス (略)
(略)		(略)	
新潟地域振興局県税部 収税第1課長	(1) 地方税法の規定による督促状を発すること。 (2) 県税に係る過誤納金等を還付し、又は充当すること。 (3) 自動車税の納税通知書を再発付すること。 (4) 地方税法第20条の2の規定による公示送達をすること。 (5) 地方税法第20条の10の規定により、納税証明書を交付すること。	新潟地域振興局県税部 収税第1課長	県税部収税課長の専決事項

新潟地域振興局県税部 収税第2課長及び 収税第3課長	(1) <u>地方税法の規定による督促状を発すること。</u> (2) <u>地方税法第11条第2項の規定により、納付又は納入の催告書を発すること。</u> (3) (略) (4) (略) (5) (略) (6) (略) (7) <u>新潟県県税条例第16条の規定による徴収の引継ぎをし、又は他の地域振興局長からの徴収の引継ぎを受けること。</u> (8) (略)	新潟地域振興局県税部 収税第2課長及び 収税第3課長	(1) (略) (2) (略) (3) (略) (4) (略) (5) (略)
(略)		(略)	
健康福祉環境部 環境センター長	(1)～(37)の3 (略) (37)の4 <u>土壤汚染対策法第3条第7項の規定による同条第1項ただし書の確認に係る土地の形質の変更の届出を受理すること。</u> (37)の5 (略) (37)の6 <u>土壤汚染対策法第7条第1項の規定により、土地の所有者等又は行為をした者に対し、汚染除去等計画を作成し、これを提出すべきことを指示すること。</u> (37)の7 <u>土壤汚染対策法第7条第3項の規定による変更後の汚染除去等計画の提出を受けること。</u> (37)の8 <u>土壤汚染対策法第7条第5項の規定により、同条第4項に規定する期間を短縮すること。</u> (37)の9 <u>土壤汚染対策法第7条第9項の規定による実施措置を講じた旨の報告を受理すること。</u> (38) (略) (38)の2 <u>土壤汚染対策法第12条第1項第1号の規定による土地の形質の変更の施行及び管理に関する方針が環境省令で定める基準に適合する旨の確認をすること。</u> (39)・(40) (略) (40)の2 <u>土壤汚染対策法第12条第4項の規定による土地の形質の変更の届出を受理すること。</u>	健康福祉環境部 環境センター長	(1)～(37)の3 (略) (37)の4 (略) (37)の5 <u>土壤汚染対策法第7条第1項の規定により、土地の所有者等又は行為をした者に対し、汚染の除去等の措置を講ずべきことを指示すること。</u> (38) (略) (39)・(40) (略)

(40)の3 (略)
 (40)の4 (略)
 (40)の5 (略)
 (40)の6 (略)
 (40)の7 (略)
 (40)の8 (略)
 (40)の9 (略)
 (41)～(41)の4 (略)
 (41)の5 土壤汚染対策法施行規則第16条第5項の規定による土地の所有者等の地位の承継の届出を受理すること。
 (41)の6 (略)
 (41)の7 土壤汚染対策法施行規則第43条第3号の規定による施行方法が環境大臣が定める基準に適合する旨の確認をすること。
 (41)の8 土壤汚染対策法施行規則第43条第4号の規定による施行方法が環境大臣が定める基準に適合する旨の確認をすること。
 (41)の9・(41)の10 (略)
 (41)の11 土壤汚染対策法施行規則第50条第1項第3号の規定による施行方法が環境大臣が定める基準に適合する旨の確認をすること。
 (41)の12 土壤汚染対策法施行規則第52条の5第1項の規定による施行管理方針の確認に係る土地の汚染状態が人為等に由来することが確認された場合等の届出を受理すること。
 (41)の13 土壤汚染対策法施行規則第52条の6第1項又は第2項の規定による施行管理方針の変更の届出を受理すること。
 (41)の14 土壤汚染対策法施行規則第52条の7第1項の規定による施行管理方針の廃止の届出を受理すること。
 (41)の15 土壤汚染対策法施行規則第52条の8第1項の規定により、土壤汚染対策法第12条第1項第1号の確認を取り消すこと。
 (41)の16 汚染土壌処理業に関する省令(平成21年環境省令第10号)第5条第20号ただし書の規定による地下水基準に適合している旨の確認をすること。

(40)の2 (略)
 (40)の3 (略)
 (40)の4 (略)
 (40)の5 (略)
 (40)の6 (略)
 (40)の7 (略)
 (40)の8 (略)
 (41)～(41)の4 (略)
 (41)の5 土壤汚染対策法施行規則第16条第4項の規定による土地の所有者等の地位の承継の届出を受理すること。
 (41)の6 (略)
 (41)の7 土壤汚染対策法施行規則第43条第2号の規定による施行方法が環境大臣が定める基準に適合する旨の確認をすること。
 (41)の8 土壤汚染対策法施行規則第43条第3号の規定による施行方法が環境大臣が定める基準に適合する旨の確認をすること。
 (41)の9・(41)の10 (略)
 (41)の11 土壤汚染対策法施行規則第50条第1項第2号の規定による施行方法が環境大臣が定める基準に適合する旨の確認をすること。
 (41)の12 汚染土壌処理業に関する省令(平成21年環境省令第10号)第5条第15号ただし書の規定による地下水基準に適合している旨の確認をすること。

<p>(41)の17 汚染土壌処理業に関する省令第5条第21号ロの規定による同号イの規定に従って大気有害物質を排出している旨の確認をすること。</p> <p>(41)の18 (略)</p> <p>(41)の19 (略)</p> <p>(41)の20 (略)</p> <p>(41)の21 (略)</p> <p>(41)の22 (略)</p> <p>(42)～(72) (略)</p>	<p>(41)の13 汚染土壌処理業に関する省令第5条第16号ロの規定による同号イの規定に従って大気有害物質を排出している旨の確認をすること。</p> <p>(41)の14 (略)</p> <p>(41)の15 (略)</p> <p>(41)の16 (略)</p> <p>(41)の17 (略)</p> <p>(41)の18 (略)</p> <p>(42)～(72) (略)</p>
(略)	(略)
<p>佐渡地域振興局農林水産振興部 農地庁舎 次長</p>	<p>土地改良法第18条第18項（同法第84条において準用する場合を含む。）の規定による土地改良区役員の氏名及び住所の公告（設立当時の役員の就任に係るものを除く。）をすること。</p>
(略)	(略)
(4) (略)	(4) (略)

◎新潟県訓令第7号

本 庁
地 域 機 関

新潟県現場事務所等設置規程（昭和36年4月新潟県訓令第12号）の一部を次のように改正し、平成31年4月1日から実施する。

平成31年 3月29日

新潟県知事 花 角 英 世

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削る。

改 正 後	改 正 前
<p>新潟県行政組織規則第5条の2の規定に基づき、次のとおり現場事務所等を設置する。</p> <p>(1) 本庁関係のもの</p> <p style="text-align: center;">名 称 位 置</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>(2) (略)</p>	<p>新潟県行政組織規則第5条の2の規定に基づき、次のとおり現場事務所等を設置する。</p> <p>(1) 本庁関係のもの</p> <p style="text-align: center;">名 称 位 置</p> <p>(略)</p> <p><u>土木部都市局営繕課</u> <u>加茂市青海町2丁目336番</u></p> <p><u>加茂病院改築現場事</u> <u>地11</u></p> <p><u>務所</u></p> <p>(略)</p> <p>(2) (略)</p>